平成２１年（フ）第１５９３号
大阪府富田林市加太３丁目２番20号　105、前住所大阪府富田林市久野喜台２丁目３番125―201号
債務者　戸根タイル店こと　戸根　健二
1　決定年月日時　平成21年11月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月12日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第１６０５号
大阪府富田林市藤沢台４丁目５番８号　203、前住所大阪府羽曳野市恵我之荘５丁目７番２号
債務者　野間　道子
1　決定年月日時　平成21年11月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月12日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第１６１７号
大阪府松原市北新町５丁目56番地の２、前住所大阪市阿倍野区桃ケ池町２丁目８番３号リベルタトムⅡ407号
債務者　村上　景子
1　決定年月日時　平成21年11月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月12日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第１６５号
山口県宇部市開３丁目２番19―104号、前住所山口県山口市宮野上2992番地３
債務者　田中　秀則
1　決定年月日時　平成21年11月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月12日まで
山口地方裁判所宇部支部

平成２１年（フ）第１１５号
山形県鶴岡市砂田町14番１号
債務者　五十嵐祐子
1　決定年月日時　平成21年11月18日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月13日まで
山形地方裁判所鶴岡支部

平成２１年（フ）第１１９号
山形県鶴岡市若葉町19番３号
債務者　井上　　清
1　決定年月日時　平成21年11月18日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月13日まで
山形地方裁判所鶴岡支部

平成２１年（フ）第１４０号
山形県鶴岡市大塚町33番３号　エイトホークス６番館101
債務者　佐藤　勝子
1　決定年月日時　平成21年11月18日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月13日まで
山形地方裁判所鶴岡支部

平成２１年（フ）第１５０号
山形県鶴岡市大山３丁目２番14号
債務者　富樫　　徹
1　決定年月日時　平成21年11月18日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月13日まで
山形地方裁判所鶴岡支部

平成２１年（フ）第１５１号
山形県鶴岡市大山３丁目２番14号
債務者　富樫　道子
1　決定年月日時　平成21年11月18日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月13日まで
山形地方裁判所鶴岡支部

平成２１年（フ）第１５２号
山形県鶴岡市大山３丁目２番14号
債務者　富樫　理佳
1　決定年月日時　平成21年11月18日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月13日まで
山形地方裁判所鶴岡支部

平成２１年（フ）第１９９号
福島県会津若松市居合町13番４号
債務者　家田　　厚
1　決定年月日時　平成21年11月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月13日まで
福島地方裁判所会津若松支部破産係

平成２１年（フ）第２１２号
福島県会津若松市河東町八田字桜石96番地
債務者　五十嵐早苗
1　決定年月日時　平成21年11月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月13日まで
福島地方裁判所会津若松支部破産係

平成２１年（フ）第５８１号
新潟県新潟市西蒲区旗屋60番地２
債務者　丸山　正夫
1　決定年月日時　平成21年11月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月13日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第１０６号
新潟県妙高市大字中宿219番地３
債務者　堀川　百惠
1　決定年月日時　平成21年11月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月13日まで
新潟地方裁判所高田支部

平成２１年（フ）第４９５０号
大阪市住之江区浜口西３丁目11番４号　シティライブ26　203号室
債務者　清家　美鶴
1　決定年月日時　平成21年11月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第８１３７号
大阪府茨木市松ケ本町６番32―201号
債務者　小川　文哉
1　決定年月日時　平成21年11月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第８２７３号
大阪市住吉区苅田８丁目５番８号　メゾン苅田201号
債務者　黒木　明美
1　決定年月日時　平成21年11月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部